

公益財団法人 鹿児島市スポーツ振興協会評議員会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人鹿児島市スポーツ振興協会（以下「協会」という。）の定款第30条の規定に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員会の招集の手續等

(招集の手續)

第2条 評議員会を招集するときは、理事会において次の事項を決議しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項
- (3) 評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

2 前項の規定にかかわらず、定款第24条第2項の規定により評議員が評議員会の招集を請求するときは、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第3条 会長は、前条第1項の決議がなされたとき又は同条第2項の請求があったときは、評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対し、同条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により招集の通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知をすることができる。

(招集手續の省略)

第4条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、同条の手續を経ることなく評議員会を開催することができる。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第5条 議長は、開催の都度、当該評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第6条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第7条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、関連する複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事又は当該議題に係る議案の提案者（この条において「理事等」という。）に対し、その議題又は当該議題に係る議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において、理事等は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 評議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は、理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該評議員会の目的である事項に関しないものである場合又はその説明をすることによりこの法人その他の者の権利を侵害することとなる場合その他正当な理由があると議長が認める場合は、この限りでない。
- 3 定款第24条第2項の規定により評議員から招集の請求があった場合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第184条の規定により提案があった場合、同法第185条の規定により議案の提出があった場合又は同法第191条に係る議案の提出があった場合は、議長は、その評議員に対し、議題又は議案の説明を求めなければならない。また、必要があるときは、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議題の審議)

第9条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第10条 評議員は、評議員会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 議長は、前項の動議が提出されたときは、速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、評議員会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは、直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第11条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、当該評議員会の議長を出席評議員の中から選出する。

3 前項の規定により議長が選出されたときは、当該評議員会においては、議長不信任動議を提出することはできない。

(採決)

第12条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合において、議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行うものとする。

3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の規定にかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

5 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。ただし、定款26条第3項の議決に当たっては、議長は採決の結果を確認する直前にのみ議決権を行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第13条 議長は、採決が終了した場合には、その結果及びその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(議事録の配布)

第15条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 評議員会の事務局事務は、事務局長がこれを行う。

第5章 雑則

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規則は、協会の設立登記の日から施行する。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。